

差出人: 大和@産業医大 yamato@med.uoeh-u.ac.jp

件名: 【産業医大タバコメルマガ\_191219】①加熱式タバコ情報②名古屋市「子どもを守る条例」パブコメ③東京大学の喫煙コーナー

日付: 2019年12月19日 16:04

宛先: 大和大学メアド yamato@med.uoeh-u.ac.jp



121自治体を含む3767名のタバコ対策担当者様、EBTC会員、名刺交換・講演・原稿依頼をされた方へ 3201-3767  
産業医科大学 大和より（知人への転送・拡散・紹介歓迎。不要の方は「不要」とお返事下さい）

#### ①加熱式タバコ情報

添付は、産業医科大学卒業の専属産業医に向けた定期的な情報提供、「加熱式タバコ講座」です。

対応に苦慮している方達にも読んで頂きたいので、pdfにしたものを添付します。

その29：2冊の書籍紹介

田淵貴大先生「新型タバコの本当のリスク」

片野田耕太先生「本当のたばこの話をしよう」

（↑を紹介した中国労働衛生協会、定期刊行誌「BLOOM」の宮田明先生のコラムを許可を得て転載）

その30：ブルーム・テック・プラスで使用されている粘りのある粘りのあるリキッドの動画紹介

多分、グリセオール（グリセリン）と思われます。

低温加熱式だけでなく、高温加熱式にもグリセオールは使用されております。

加熱式タバコを使用している人達に、この動画を見せて、

「経口的には無害ですが粘りのある霧を肺に吸入したら肺が潰れてしまうおそれがある」

と伝えて、禁煙外来に行くように勧めて下さい。

#### ②名古屋市：子どもの受動喫煙の防止に関する基本的な考え方（案）意見募集 20/1/16まで

<http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000122709.html>

名古屋市民以外でも意見を送ることができます。

私のスライド公開のホームページの一番上に「子どもを受動喫煙から守るべき理由」をアップしました。

名古屋市にコメントを送る前に、一度ごらんください。

子どもの受動喫煙の防止が改正健康増進法よりも強化された条例を紹介します。

##### ・東京都

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/kitsuen/kodomojourei.html>

##### ・大阪府

<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34373/00000000/kodomo.pdf>

##### ・福山市

<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kenkosuishin/114882.html>

##### ・兵庫県条例（特筆：妊婦は喫煙してはならない）

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf17/zyudoukituenkaiseizyourei.html>

##### ・秋田県

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/42582>

##### ・山形県

<https://www.pref.yamagata.jp/ou/kenkofukushi/090015/kituentaisaku/publicfolder201812256584254260/gaiyou.pdf>

#### ③東京大学の喫煙コーナー

12月11日、東京大学 環境安全研究センターが主催で、関東の大学の安全衛生管理者が集まる

シンポジウム「環境中に潜む発がんのリスク」で喫煙対策の講演をしました。

皆が通る通路の横に、添付の様な喫煙室がありました。

海外からも大勢の観光客がやってくる観光スポットです。

日本を代表する第一種施設として敷地内禁煙に取り組んで欲しい、と思いますのでメルマガで紹介します。

お行儀良く行列ができていている理由は、講演で使用したスライドをご覧ください。ありがとうございます。

[www.tobacco-control.jp/slides/slides.htm](http://www.tobacco-control.jp/slides/slides.htm)



191208\_加熱式タバコ講座30.pdf



191112\_加熱式タバコ講座29.pdf





@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@

807-8555 北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1  
産業張大学 産業生態科学研究所 健康開発科学研究室 大和 浩

ダイヤルイン：093-691-7473、学内PHS 4729、  
直通FAX: 093-602-6395、学内用内線FAX: 8062、  
ホームページ：http://www.tobacco-control.jp/  
3日経っても返信がない場合、リマインドメールをお願い致します。

